



innoventier 弁護士法人
Power for the Business

企業法務相談室

〈第41回〉

弁護士 藤田 ともみ

京都大学法学部卒業、2004年に23歳で弁護士登録、2012年より約4年間大手法律事務所パートナーを務めた後、2016年4月弁護士法人イノベンティア設立(現職)。日本ライセンス協会副会長。企業をクライアントとする訴訟、交渉、相談、各種契約書・規程の作成・レビュー等に携わる。

インターネット上の画像の利用

著作権による保護

文学、音楽、絵画、映画のような芸術的作品はもちろん、画像や写真、ある程度長さのある文章等は、著作権で保護され、無断でコピー等を行うと著作権侵害になることがあります。

具体的には、創作性のある表現、つまり、ありふれた表現ではない、何かしら作者の工夫が表れている表現について、複製、翻案(改変)、公衆送信(インターネットへのアップロード)等の利用行為を行うと、原則として、著作権の侵害になります。

ここでいう「複製」には、コピー機でのコピーのほか、紙の資料をスキャンしたり写真に撮る、手書きで写す、電子ファイルのコピーする、インターネット上のコンテンツをダウンロードしたりスクリーンショットで撮る、といった場合も含まれます。

著作権侵害にならない場合

無断でコピー等を行っても、例外的に著作権侵害にならない場合があります。

まず、著作権法に規定された例外(著作権の権利制限)にあたる場合が挙げられます。例えば、私的に使用するための複製(例…

通勤中に聞くために、購入したCDに収録された音楽をスマートフォンにコピーする場合)、写真撮影・録音・録画の際の著作物の写り込み(例…広告用の写真を撮ったところ、小さくキャラクターが写り込んだ場合)、引用による利用(例…他人の論文を批判するために一部引用する場合)、学校の授業で使うために必要な範囲内の複製等は、一定の要件を満たす場合には、著作権侵害にならないと規定されています。

また、著作権者の許諾がある場合にも、その許諾の範囲内の利用行為は著作権侵害になりません。

画像の利用と著作権侵害

インターネット上の画像のうち、ありふれたグラフのような創作性のない表現については、著作物として保護されず、これをコピーしても、著作権侵害にならないと解されます。他方で、イラストや写真は、創作性が認められ、著作物として保護されることが多いと思われれます。

このような著作物として保護される画像をコピーすると、原則として、そのコピー行為自体が著作権侵害になります。

個人的に使用する目的でコピーする場合は、私的使用目的の複製として、例外的に侵害

今回のご相談

当社では、インターネット上の画像をコピーして顧客向けの説明資料に使いたいと考えているのですが、著作権法上の問題はありますか。

また、近時著作権法が改正されて、画像のダウンロードが違法になったと聞きました。何か影響はあるのでしょうか。

害にはなりません。業務で使う目的での複製は、私的使用目的とは言えず、原則通り著作権侵害になると解されます。

また、フリー画像として、商用利用も含めて利用が許諾されている画像である場合には、著作権者による許諾があり、業務で使う目的での複製であっても、著作権侵害にならないと解されます。なお、フリー画像といっても、許諾されているのは個人利用のみで、商用利用は禁止(別途有償での対応)としている例も少なくありませんので、利用規約や利用条件をよく確認することを勧めます。

著作権法改正

令和二年六月、著作権法が改正され、個人による画像等のダウンロードが違法化されました。

これは、前記のとおり、私的使用目的での複製は、例外的に著作権侵害にならないという規定があるところ、例外の例外として、違法にアップロードされたものと知りつつダウンロードすれば、私的使用目的での複製(ダウンロード)であっても違法になるというものです。

映画と音楽については、平成二二年から、違法にアップロードされたものと知りつつダウンロードする行為は、私的使用目的であっても違法とされてきました。

これに対し、漫画や小説等はその対象となっていないませんでした。しかし、近時、大量に漫画が違法アップロードされて、正規品の販売に多大な悪影響が及ぶ事件が起きていました。

元々、違法アップロードは、他人の著作物を公衆送信する行為であり、著作権侵害ですが、アップロードした者を摘発するだけでは違法アップロードがなくなることから、今回の著作権法改正で、違法サイトへのURLをまとめたウェブサイト(いわゆるリーチサイト)の設置・運営行為や、違法サイトのURLをリーチサイトに掲載する行為を違法にするのと同時に、ユーザー個人が違法にアップロードされたものと知りつつ画像等をダウンロードする行為についても、違法としたものです。

なお、今回の改正内容は、二〇一九年に一度検討されたものの、個人によるインターネットの利用を過度に萎縮させるとして反対が相次ぎ、国会への提出が見送られたという経緯がありました。その後、インターネット利用を過度に萎縮させないために一部法案が修正されて国会に提出され、令和二年六月に成立に至りました。

ダウンロード違法化に関しては、軽微なもの(漫画のうち数コマ程度、サムネイル画像のような荒い画像等)のダウンロードは違法化の対象外とすることが明記されるとともに、パロディ・二次創作のダウンロードは原作者の権利の侵害にならないことが明記されました。また、これまでは写真撮影・録音・録画でしか認められなかった写り込みの例外の範囲を拡張して、スクリーンショットのような単なる複製でも認められるようにし、また、分離困難という要件を不要とするなど、著作権侵害にならない範囲を広くしました。今回の著作権法改正により、個人によるインターネットの利用を過度に萎縮させることなく、違法なアップロード行為及びダウンロード

ド行為が少なくなることが期待されます。

ダウンロード違法化による影響

今回の著作権改正によって、これまで私的使用目的での複製として適法であった、個人で使用するための複製(ダウンロード)は、改正法が施行される令和三年一月一日以降、違法になります。

そのため、個人でインターネットから画像をコピーする場面では、新法の施行により、インターネットからの画像のダウンロードが制約されることになるといえる影響があります。

他方で、業務で使う目的での複製は、そもそも私的使用目的での複製に該当せず、今回の著作権法改正で特に影響を受けるものではなく、法改正の前も後も、原則どおり、著作権侵害になるものと思われれます。

今回のご相談について

業務上、顧客向けの説明資料に使うために、インターネット上の画像をコピーする行為は、私的使用目的での複製にはあらず、著作権侵害になるおそれがあります。

令和二年六月に成立した改正著作権法により、私的使用目的での画像のダウンロードについては、令和三年一月一日以降、違法にアップロードされたものと知りつつダウンロードすることは違法となり得ます。他方で、顧客向けの説明資料に使う場合には、私的使用目的ではない場合には、著作権法改正の前を問わず、著作権侵害になるおそれがある